

養育費の受け取りを支援します！

養育費は、子どもが健やかに成長するうえで必要な費用です。
久留米市では養育費の取決め文書の作成費用などの補助やセミナー・相談会を行っています。



離婚を考えたとき・・・

- ▶ 子どものこと（親権、養育費、親子交流）
- ▶ お金のこと（財産分与、年金分割、慰謝料）
など考えることがたくさん・・・

スタート

相談したい！！

▶ 養育費（離婚）相談

家庭子ども相談課 0942-30-9063
久留米ひとり親サポートセンター 0942-32-1140

▶ 法律相談

広聴・相談課 0942-30-9017（※要予約）
男女平等推進センター相談室 0942-30-7802（※女性限定）



知りたい！！

- ▶ 養育費セミナー
- ▶ 個別相談会
への参加がおすすめ！
（年2回開催）



公正証書をつくる！！

離婚に伴い話し合っただけの内容は、公正証書に残すことをお勧めします。

- ▶ 久留米公証役場 0942-32-3307
久留米市中央町28-7（※要予約）
- ▶ 養育費確保支援事業（公正証書の作成費用補助）
を利用しよう！（上限3万円）※詳しくは裏面をcheck



養育費を安定して受取るために。

養育費保証契約を検討してみましょう。

- ▶ 養育費確保支援事業（養育費保証契約の保証料補助）
を利用しよう！（上限5万円）
※詳しくは裏面をcheck

裁判所で手続きすることになったら・・・

離婚についての話し合いができない、進まない場合には家庭裁判所の調停手続きを利用して進めましょう！

- ▶ 養育費確保支援事業（調停や裁判に要する費用補助）
を利用しよう！（上限3万円）
※詳しくは裏面をcheck



養育費の確保

お問合せ・相談先

久留米市役所
子ども未来部 家庭子ども相談課

電話 0942-30-9063
FAX 0942-30-9718

▶ 詳しくは
『久留米市 養育費確保支援事業』で検索

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2010kosodate/3060hitorioya/youikuhikakuhosien.html>





養育費確保支援事業のご案内

▶安定して養育費を受取るために！

▶養育費の支払いが滞ったときの備えとして…

家庭裁判所での調停や裁判の費用はコチラ！！

公正証書等の作成費用補助

養育費保証契約の保証料補助

申請できる人

久留米市にお住まいのひとり親（交付申請時）で、次の要件を全て満たす方

- 養育費の取決めに関する「**債務名義**」がある
- 養育費の取決めに係る費用を負担した
- 養育費の対象となる20歳未満の児童を扶養している
- 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていない

▶**債務名義**とは…財産の差し押さえなど強制執行を行うために必要な公の文書です。公正証書の場合、強制執行の認諾についての文言が含まれている必要があります。

すべて満たす方は、申請できます！！

補助の対象

（上限3万円）

- 公証人手数料
- 収入印紙代
（※養育費に関する部分のみ）
- 添付書類の取得費用
（※戸籍謄本など公証役場や裁判所への提出書類のみ）
- 作成に要した郵便切手代

（上限5万円）

- 保証会社と養育費保証契約結ぶ際に支払った保証料
（※保証期間は1年以上）

必要書類

- 養育費の取決めをした文書（債務名義化した公正証書や調停調書など）や養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る）
- 戸籍謄本または抄本
（※子の入籍をしていない場合、親と子それぞれ必要）
- 世帯全員分の住民票
（※マイナンバー、本籍地の記載は不要）
- 児童扶養手当証書
（※児童扶養手当受給者の場合）
- 領収証等
（※申請者が負担したものに限り）



申請期限

公正証書等を作成した日／養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して**6か月以内**

